

議案第43号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、子の看護休暇の名称を子の看護等休暇に改めるほか、所要の改正をする必要があるわけで、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年葛飾区条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「親族」の次に「（第18条の5第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第11条の2の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第11条の3の見出しを削る。

第17条第1項第1号及び第2号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第18条の4の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の5 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならぬ。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならぬ。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の6 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 改正後の第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためを行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。